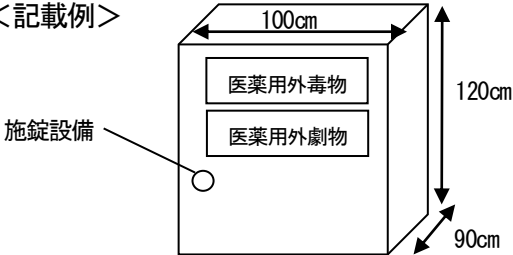


新規申請

毒物又は劇物を販売・授与するときは、毒物又は劇物の販売業の登録が必要です。

申請書	別記第 2 号様式（毒物及び劇物取締法施行規則第 2 条関係）
提出時期・部数	事前、1 部
手数料	15,000 円
添付書類	
①店舗の設備の概要図 ※毒物又は劇物を直接取り扱わない場合は不要です。	貯蔵、陳列設備の立体図を書き、下記の項目を図示してください。（写真に寸法等を書き入れたものでも可。） ・縦、横、高さの寸法 ・施錠設備の位置 ・「医薬用外」、「毒物」、「劇物」の表示の位置 <記載例> 
②定款若しくは寄附行為または登記事項証明書	申請者が法人であるときに必要です。
③店舗の平面図 ※毒物又は劇物を直接取り扱わない場合は不要です。	毒物劇物の貯蔵、陳列設備の位置を記載してください。 ※デパート、スーパーマーケット等の大型店舗内に開設する場合は、その店舗内の位置図も添付してください。
④取扱品目の一覧表等 ※一般販売業の場合は不要です。	農業用品目販売業または特定品目販売業の申請の場合に必要です。
申請時の注意事項	・毒物または劇物を直接取り扱う場合は、<u>毒物劇物取扱責任者設置届</u>の提出も必要です。 ・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記入してください。 ・登記事項証明書は、発行日から <u>6 ヶ月</u>以内のものが有効です。 ・添付書類は、同一の書類がすでに提出されていて、6 ヶ月を超えない場合は省略することができます。その際は、備考欄にその旨を記載してください。 ・保健所の受付印が必要な場合は写しを別途準備してください。
<根拠法令> 毒物及び劇物取締法第 4 条第 2 項（営業の登録） 〃 第 5 条（登録基準） 〃 第 23 条の 4（政令への委任） 毒物及び劇物取締法施行令第 33 条（登録票の交付等） 〃 第 37 条（省令への委任） 毒物及び劇物取締法施行規則第 2 条（登録の申請）	